

# 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

## 第1回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ

### 議事録

○猪俣知的財産政策室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第1回会合を開催いたします。

私は、事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。恐縮でございますが、私はオンラインにて参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今井委員、梅津委員、五味委員、佐伯委員、西谷委員、和田委員が会議室で御出席、曾我部委員がTeamsにて御出席いただいております。会議室とTeamsで参加されている方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

Teams参加の委員におかれましては、通信の負荷を減らすために、恐縮でございますが、御発言される際を除き、カメラ及びマイクはオフに設定をお願いいたします。

御発言の際は、会議室で御参加の方につきましては、指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して、消していただくようお願いいたします。

Teams参加の委員におかれましては、御発言いただく際は、チャット欄に発言希望の旨を御記入いただくか、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。書き込みなどを見て指名いたします。御発言いただく際は、マイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了した後は、マイク及びカメラをオフにいただきますようお願いいたします。

今回から新たなワーキンググループでの議論が始まることもあり、議事に入ります前に、担当審議官の蓮井より一言挨拶をさせていただきます。

○蓮井審議官　改めまして、経済産業省の蓮井でございます。

このたび、外国公務員の贈賄に関する御議論を頂く場といたしまして、新たにワーキンググループを立ち上げたということで、先生方には、大変お忙しい中、また、この暑期中、委員の御就任を御快諾いただきまして、また、お集まりいただきまして、誠にありがとう

ございます。改めて御礼申し上げます。

御承知のとおり、釈迦に説法でございますから、簡単に申し上げますと、不正競争防止法でございますが、国際約束に基づく禁止行為ということで、OECDの外国公務員贈賄防止条約に基づきまして、平成10年より外国公務員贈賄罪を規定しているところでございます。

実は私は、これを最初に規定するときに、大臣官房にいて、ちょっと関わったことがございまして、非常に懐かしい思いを持っています。今から20年以上前の話でございますが、それ以降、OECDの贈賄作業部会の相互審査等に対応する形で、順次、規律の強化を図るとともに、外国公務員などに対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的に、外国公務員贈賄防止指針などを作成いたしまして、普及啓発を行って、未然防止策などに力を入れてきたところでございますが、3年前に実施されました第4期対日審査報告で、日本は外国公務員贈賄罪の規律をかなり高いレベルとすべきだといった旨の指摘を受けてございまして、法定刑の引上げ、公訴時効期間の延長、管轄権の拡充といった制度的手当てを速やかに行うべきといった勧告を受けているところでございます。

これを受けまして、2年前に立ち上げた研究会で、これらの優先勧告への対応について御議論いただきました。その結果、現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、我が国の刑事法制の整合性等の観点から、制度的手当ては困難である勧告の内容も含まれるといったことから、制度的手当てについて慎重な意見が多かったという認識をしております。

一方、近年、G20やIPEFといった国際的な枠組みが新しく、どんどん出来上がったっておりまして、その中で、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備の構築に関する期待が盛り込まれており、我が国としての高いコミットメントが求められているところでございます。

こうした状況において、今年5月に産構審の不正競争防止小委員会で取りまとめられた中間整理報告では、外国公務員贈賄罪の制度課題を取り上げまして、国際約束の着実な履行の観点及び我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対して発信し、国際的な議論・取組をリードするといった観点から、将来の制度的手当てに向けた継続的な議論を進めることが報告されたところでございまして、この報告を踏まえて、本ワーキンググループが設立された次第でございます。

本ワーキンググループにおきましては、過去の研究会における慎重な御意見等も踏まえ

つつ、勧告を履行する方策を含めて検討するための御議論をぜひお願いしたいと思っております。

暑い中、これから御議論いただきますが、ぜひ忌憚のない先生方の御意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　今回、新たに外国公務員贈賄に関するワーキンググループを立ち上げまして、本日は第1回会合の開催となります。産業構造審議会運営規程では、委員の互選で選出される方を座長とすることとなっております。事務局といたしましては、佐伯仁志先生に座長をお願いすることを提案させていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、佐伯委員に座長をお願いしたいと思います。佐伯座長、一言御挨拶をお願いいたします。

○佐伯座長　ワーキンググループの座長を務めさせていただきます佐伯でございます。私は、先ほど蓮井審議官から御紹介のありました外国公務員贈賄防止に関する研究会の座長も務めさせていただきました。今回、日本が腐敗防止への高いコミットメントを求められており、再度検討が必要なので、議論に加わってほしいというお話を頂きまして、正直、お引き受けすべきか迷ったのですが、乗りかかった船ですので、途中で降りるのはどうかと思いましたが、前回研究会の報告書を出した後、新たに考えたこともございましたので、引き受けさせていただきました。

微力ではありますが、充実した議論ができますよう努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○猪俣知的財産政策室長　ありがとうございました。

それでは、これより先の議事進行は、佐伯座長をお願いしたいと思います。

○佐伯座長　ありがとうございます。

それでは、本日は第1回目のワーキンググループでございますので、事務局から委員の皆様のお紹介をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　それでは、御紹介させていただきます。

法政大学大学院法務研究科教授の今井猛嘉委員でございます。

○今井委員　今井でございます。よろしくお願い申し上げます。

○猪俣知的財産政策室長　森・濱田松本法律事務所弁護士の梅津英明委員でございます。

○梅津委員　梅津でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 猪俣知的財産政策室長 国広総合法律事務所弁護士の五味祐子委員でございます。
- 五味委員 五味でございます。よろしくお願いいたします。
- 猪俣知的財産政策室長 座長であります中央大学大学院法務研究科教授の佐伯仁志座長でございます。
- 佐伯座長 よろしくお願ひします。
- 猪俣知的財産政策室長 日本貿易会法務委員会委員長・伊藤忠商事株式会社法務部長の曾我部雅博委員でございます。
- 曾我部委員 曾我部です。オンラインで失礼いたします。よろしくお願いいたします。
- 猪俣知的財産政策室長 京都大学大学院法学研究科教授の西谷祐子委員でございます。
- 西谷委員 西谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 猪俣知的財産政策室長 最後に、日本経済団体連合会国際経済本部長の和田照子委員でございます。
- 和田委員 経団連の和田でございます。よろしくお願いいたします。
- 猪俣知的財産政策室長 あわせて、オブザーバーも御紹介させていただきます。
- 本日は、法務省刑事局、外務省、警察庁に御出席いただいております。
- 以上でございます。
- 佐伯座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 具体的な審議に先立ちまして、本日の資料と、ワーキンググループの公開についての確認を事務局からお願ひいたします。
- 猪俣知的財産政策室長 まず、定足数を確認させていただきます。
- 本日は、議決権を有する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、本ワーキンググループは成立となります。
- 次に、本日の資料を確認させていただきます。
- 会場にいらっしゃる委員におかれましては、資料は、お手元にごございますiPadにて御覧ください。
- 資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「外国公務員贈賄に関するワーキンググループの公開について」、資料4「外国公務員贈賄に関するワーキンググループの設置について」、資料5「外国公務員贈賄を巡る動向について」、資料6「外国公務員贈賄罪の規律の強化の論点について」、資料7「外国公務員贈賄罪の自然人・法人に対する制裁の在り方について」、参考資料1「参照条文」となっております。

続きまして、本ワーキンググループの審議内容の公開について、資料3を御覧ください。

事前に御連絡させていただきましたとおり、産業構造審議会運営規程におきまして、ワーキンググループの議事は原則公開となっております。したがって、本ワーキンググループにつきましても、傍聴は公開で行うこととさせていただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般傍聴者及びプレスの方々は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、原則、配付資料、事務局でまとめさせていただきます議事要旨、議事録につきましては、経済産業省のホームページに掲載させていただきたいと思っております。その際、発言者の記載につきましては、議事要旨については無記名、議事録については記名という形で考えております。議事録は、公開前に委員の方々にチェックさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。

本ワーキンググループの公開につきまして、ただいま事務局から説明がありましたとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、まず初めに、事務局から、本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　議事次第、資料1を御覧ください。

本日は、2.「外国公務員贈賄を巡る動向について」、3.「制裁の在り方について」に関して御審議を頂き、御意見を頂戴できればと考えております。

限られた時間での審議になりますので、御協力、よろしく申し上げます。

以上です。

○佐伯座長　それでは、最初の議題に入っていきたいと思えます。

まずは、事務局から、資料4から資料6についての御説明をお願いいたします。

なお、質疑については、資料6の御説明の後に、一括で時間を取ることといたしますので、よろしく申し上げます。

○猪俣知的財産政策室長　資料4は、ワーキンググループの設置の趣旨や検討事項等をまとめたもので、資料5及び資料6の内容と重複いたしますので、資料4は御紹介にとどめさせていただきます。

まずは、資料5を御覧ください。

1ページをお願いいたします。担当審議官・蓮井からもありましたが、不競法に基づきまして、第18条に外国公務員贈賄罪について規定がなされております。自然人については5年以下の懲役、500万円以下の罰金、法人については3億円以下の罰金となっております。

次のページをお願いします。このページにつきましては、不競法の関連部分を書いてございます。

目的として、この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するためということになっております。

そして、第18条で、外国公務員贈賄に対して様々な規律が書かれているところでございます。

仮にこれに違反した場合には、罰則ということで、第21条第2項に、次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科するというので、7号に、第18条第1項の規定に違反した者とあります。

そして、第8項で、この罪につきましては、刑法第3条の例に従うとあり、日本国外で行われた自国民の行為についても、ここで規律しているというものでございます。

そして、第22条第1項第3号で、法人に関する規定がなされているというものでございます。

次のページをお願いします。続きまして、条約部分でございまして。

こちらのOECDの条約は日本も批准しているわけですが、まずは、外国公務員に対し、不正な利益を申し出、約束、供与することを、自国の法令で犯罪とするために必要な措置を行うこととされております。

第2条は、法人の責任を確立するために必要な措置を取るということで、これは不競法の第22条で、法人に対して罰則を科しているというものでございます。

第3条は、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科すというものでございます。

第4条は裁判権に関する条文で、国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自国民によって行われた場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置を取るとあり、先ほどありました刑法第3条の例に従うというところで規定しているものでございます。

そのほか、第12条は、OECDに定期的に報告をしたりすることが決まっているというものでございます。

次のページをお願いします。平成10年以降、外国公務員贈賄罪を規定しまして、様々な規定の手当てをしているものでございまして、左側にありますとおり、順次、OECDの審査が行われて、第4期審査の結果が2019年に出たところでございます。

次のページをお願いします。第4期審査では、こちらに書いておりますが、指針の改訂、スモール・ファシリテーション・ペイメントの定義と範囲の明確化などの勧告に加え、自然人の罰金額上限の引上げ、法人の罰金額上限の引上げ、公訴時効期間の延長、外国人従業員に対する管轄権の確保という4つの優先勧告がなされたところでございます。

これを受けまして、2020年に研究会を開催させていただきまして、指針の改訂なども行ったところでございますが、優先勧告につきましては、現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、また、我が国刑事法制の整合性の観点から制度的手当てが困難である勧告内容も含まれること等から、制度的手当てについては慎重な意見が多かったところでございます。

次のページをお願いします。他方で、近年、公正で透明なルール整備への関心が高まっております。G20やIPEFでもコミットメントがなされており、我が国としてもコミットメントをしているという状況でございますし、勧告について適切に対応していく必要がございます。また、ドイツ、韓国など、第4期審査を踏まえて対応を行っている国もございます。こういった状況からして、過去の研究会における慎重な意見を踏まえつつも、勧告履行に対する方策について、引き続き検討を進める必要があるのではないかと考えております。

なお、仮に我が国が勧告に基づいた対応を行わない場合、OECDの定めるモニタリングガイドに基づきまして、日本企業に直接的に不利益を生じさせる措置が講じられる可能性もあるということでございます。

米印に書いてございますが、第4期審査に向けて策定されたモニタリングガイドにおきましては、OECD贈賄作業部会が、被審査国が条約または関連する法律文書を十分に実施していないため、その国の企業に対するデューデリジェンスの強化が正当化され得る旨を忠告する声明を発表できるとする措置（Due Diligence Warning）を講じることができるとされております。仮に当該措置が発出された場合、各国が日本企業へ追加的なデューデリジェンスを求める措置を講じるなど、日本企業の海外での事業活動に大きな影響を及

ばす可能性があることも考えられます。

こうした背景事情を踏まえまして、国際約束の着実な履行、国内法のレベルをグローバルな水準にしていくことにより、腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信するといった観点から、制度的手当てについて継続的に議論を進める必要があると、産業構造審議会の中間整理報告でもされておりまして、将来的な制度的手当てについて今回議論したいということでございます。

次のスライドをお願いします。こちらのスライドは、先ほど申し上げたG20やIPEFでの宣言や声明でございます。腐敗や贈収賄に対して高い規律を強化することを確保するようということが書かれてございます。

次のスライドをお願いします。こちらは、先ほどあった産構審の不正競争防止小委員会の報告書の抜粋でございます。

次のページをお願いします。こちらからはいわゆる実績でございます。

平成17年（2005年）に自然人の罰則を引き上げた状況がございます。それ以降に訴追された案件は、我々が認識しているものでは8件ございます。

ここに書いてありますとおり、まず、最初のものとして2009年、そして2013年、2015年に行われているものがございます。

次のページをお願いします。こちらは2019年からでございますが、令和に入ってからということで、令和元年と令和2年で合計5件ほどあるというものでございます。

一番上のはタイに関するものでございます。また、5と7と8は、日本にございます総領事館で行われた外国公務員の贈賄に関するものでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは今後のスケジュールでございます。

本日は、この2件について御議論いただいて、来月9月14日は、公訴時効の在り方、法人に対する適用管轄の在り方について、10月頃の第3回目で、各論の方向性について御議論いただく予定です。そして、11～12月頃の第4回で、検討結果の取りまとめを行わせていただきまして、小委員会で報告書案を作成し、パブコメを経て、報告書を公表したいという予定でございます。

12ページ以降は過去の研究会に関するものでございます。簡単に見ていきたいと思いません。

次のスライドをお願いします。自然人と法人についての制裁の在り方でございます。

実際の事案における罰金額が低いとか、懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない、懲



役刑が執行猶予付となっているというものがございます。そして、日本の法定刑は、OECDの条約で定めます「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰になっていないということで、右側の自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定することということが勧告されているところでございます。

法人につきましても、日本のほかの経済犯罪、例えば営業秘密侵害罪に対する刑事罰と比べても低いということございまして、他国の罰金額と比べても低額にとどまっているというものでございます。

下に書いてありますとおり、独禁法や証券取引法と比べて罰金額が低額で、企業が防止対策に真摯に取り組めない一つの理由となっていること、米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識しているということでございます。

これを踏まえまして、勧告内容では、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、または贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供することということが勧告されております。

次のスライドをお願いします。こちらが前回の研究会での議論の主な概要でございます。

真ん中のところに書いてありますが、自然人の法定刑につきましても、自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であることなどから、直ちに法定刑の引上げを行うことについては否定的な意見が大半であったということでございます。

また、法人の法定刑につきましても、中小企業にとっては現行の法定刑の上限額3億円でも十分な抑止力となっていること、入札資格の剥奪など、ほかの罰金額以外の要素も踏まえまして、慎重に検討すべきではないか、罰金スライド制の導入につきましても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするにふさわしい基準を見出し得るかについて慎重な検討が必要ではないかという議論があったと聞いております。

次のスライドをお願いします。次は時効の延長でございます。

現状の時効としては、懲役刑が5年以下でありますため、刑訴法第250条第2項に従いまして、時効期間は5年となっております。

法人についても不競法で定めておりまして、第22条第3項の規定によりまして5年となっております。

これにつきましても、OECD贈賄作業部会の課題意識としては、捜査の開始や捜査共助

の申入れなどによっては時効の進行は停止しないということをごさいますて、ほかの経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法・所得税法等）に関する時効期間は、7年となっているものが過半を占めるということをごさいます。

そして、第3期審査以降、詳細は公になっておりませんが、10件の外国公務員の贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっていて、6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケース、残りの4件は捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成したものであるということをごさいます。

そして、少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、時効の完成により法人が起訴されなかったということをごさいます。

これを踏まえまして、外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置を取ること、または同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入することが勧告されております。

次のスライドをお願いします。過去の研究会の議論では、刑訴法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引上げは適切でないとの意見が大半であったということをごさいます。

また、自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難ではないかという議論がなされたということをごさいます。

次のスライドをお願いします。次は、外国人従業員に対する管轄権の議論をごさいます。

現状の管轄権としては、国内で贈賄行為を行った者に加え、国外で贈賄行為を行った日本人について処罰可能で、両罰規定があるということをごさいます。

これにつきまして、贈賄作業部会の課題意識としては、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していないということ、日本本社の従業員や国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を有し、過去の事件でも両罰で処分されたものがあつたけれども、これも詳細になっておりませんが、日本人が関与していないとされる2つの事案については、日本の管轄権の根拠はないと結論づけられたのではないかということ、そして、日本国外で日本人が関与していない場合にも、親会社——これは日本にある日本の本社です——の従業員に共謀がないか、あるいは日本から参加していないかといったことを調査すべ

きであるということでもあります。

これを踏まえまして、勧告のところでございますが、14のbで、海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すことということになっていきます。

次のスライドをお願いします。これにつきまして、この研究会での議論は、日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半であったということでございます。

また、外国公務員贈賄罪に、刑法に基づきます保護主義あるいは世界主義を適用するとの考え方についても検討いたしました。これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らして、直ちに外国公務員贈賄罪にこれらの考え方を適用し、場所的適用を拡充することは適切でないという意見が大半だったということでございます。

次のスライドをお願いします。以上が、過去の研究会で御議論いただいて、慎重な意見が多かったものの説明でございます。

次からが資料6でございます。主な論点について、重複するところがございますので、飛ばしながら簡略に説明していきたいと思っております。

2ページをお願いします。こちらは、先ほどありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

その次も、法人のもので、同じでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは、公訴時効の簡単な背景でございます。

現行法の状況でございますが、不競法の第21条に基づきまして、5年以下の懲役となっております。刑訴法第250条第2項に基づきまして、懲役刑の長さによりまして時効の期間が一般的に決まっているというものでございます。現行は、第5号の長期10年未満の懲役に当たりますので、時効は5年となっております。仮にこれが長期15年未満の懲役になりますと、時効は、ほかの経済犯罪にもある7年となるということでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは、刑法におきます属地主義、属人主義でございます。現在、外国公務員贈賄罪におきましては、属地主義と属人主義が採用されておまして、加えて両罰がかかっているというものでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは、先ほど説明いたしましたとおりでございます。

資料6までの説明は以上でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。

ここまでの御説明に基づきまして、これから討議の時間を取りたいと思います。御質問・御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますが、会場参加の方におかれましては、御発言の際は、挙手いただくようお願いいたします。また、オンライン参加の方におかれましては、御発言の際は、Teams上でお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、よろしくをお願いいたします。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員 ありがとうございます。質問でございますが、資料5の17ページの右の勧告内容の14のbは、訳文の問題かもしれないのですが、意味がよく分からなかったのですが、下線部分の「日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して」の次の「国籍に基づく管轄権」というのは、ここでどういうことを言っているのでしょうか。「国籍に基づく」とあると、日本人であるか、外国人であるかという属人主義で決めていくような気がするのですが、勧告は必ずしもそういうことを言っているわけではないので、この訳文は趣旨とずれている気がします。今、勧告の原文を持っていないので、分かりかねるのですが、どのような意味か、記憶されている方があれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○佐伯座長 いかがでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長 私の理解で言いますと、この国籍というのは日本企業のことだと思います。例えば、外国人従業員が国外で行った場合に、それが属する日本の企業、日本の法人に対して管轄権を有するように法制を見直せということかと理解しておりますが、もしも内容が違ったら、別の担当の者から説明したいと思います。

○佐伯座長 今すぐ何か補足がございますか。

もしあれば、後で補足していただくことにしたいと思います。

要は、外国人従業員によって行われた場合にも、日本企業を処罰できるようにしろということなのでしょうね。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○今井委員　続けて失礼します。今度は資料6の5ページでございます。これは以前の研究会で議論されたところだと思うのですが、現行制度で、属地主義、属人主義が書いてあるのですが、この際、第4条の2は検討されたのでしょうかということです。つまり、OECDの贈賄に関する条約の第4条で、管轄権を決めろと言っているのですが、そのOECD条約による要請があるので、第4条の2の解釈によっては、実際にするかどうかはともかくとして、日本でも対応することが可能という理解もあり得るのですけれども、以前の研究会で、そういうことを御議論されたのかどうか。ここは、条約によるという趣旨と世界主義・保護主義の理解によって見方が異なってくると思うのですが、何か議論があったのであれば、教えていただきたいと思います。

○佐伯座長　私は研究会に入っていたので、私の記憶に間違いがなければ、この条約で要求されているのは、属人主義に基づく管轄を設けるということで、それに基づいて、日本は、日本人が行った場合には処罰できる、管轄を有するという規定を持っています。ただ、法人についての管轄権という規定は日本にはないので、その点はどうかという問題はありますが、現行の管轄権に関する規定については、属人主義に基づく規定が要求されていて、それが規定されているということであったように思います。

○今井委員　どうもありがとうございます。私も正確に条約を理解しているわけではないのですが、今、座長がおっしゃったとおりだと思います。条約の第4条2項によるとそうなるのですが、第4条第1項によると、必ずしも、ナショナルリティーないしアクターに限定されないもので、OECDの意見は、こちらをも踏まえてのものかなという気がしたので、そのあたりを確認したほうが、今後の議論で、事務局とのやり取りがすれ違わないのかなと思った次第でございます。

○佐伯座長　交渉の過程で、今の点について何か議論があれば、御紹介いただけるかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、この点についても、何か資料がありましたら、次回、管轄を議論いたしますので、その際にでも御紹介いただければと思います。

ほかの点についてはいかがでしょうか。

前回の研究会では、国外犯処罰してほしいなら、条約で世界主義を規定すればいいのではないかと、むしろOECDに投げ返すような議論もありました。

ほかにはいかがでしょうか。

梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員　今回の議論の目的の確認ということなのですが、制裁が軽いのではないかとということがいろいろ指摘されていて、今回、これがテーマになっていると理解しておりますけれども、もしかしたら、2つが混ざっているのが実態なのかもしれませんが、これは制裁が低いと言っていることの裏返しで、どういう問題意識があるかというところなのですが、一方では、日本は執行が弱く、件数も少ないし、執行があったとしても制裁が軽過ぎると言われていますが、いずれにせよ件数が少ないのではないかとされているのがあると思います。他方で、「抑止力」という言葉も出てきていて、これはどう解釈するかということはあるのですが、既に今も抑止されていると取るべきなのか、例えば個人のところも、法人の制裁金額は欧米から比べると確かに低いものの、個人の懲役刑なども定まっているわけで、それで十分抑止されているので、執行は少ないという話があり得るのか。逆に、そもそも執行そのものが少ないところ、制裁を引き上げることによって執行件数も上がるのではないかとというのが議論になるのか。そのあたりの執行が少ないという問題意識と、抑止力が弱いという問題意識とは、必ずしも同じ問題ではなく、むしろコインの表裏のような気もしており、逆に言うと、両方混ぜて議論をしているのかなという気もいたします。ここについて、今回、仮に制裁を上げることを目的にした場合に、目的としてはより抑止力を高める、すなわち、より件数が減っていくということになるのか、それでよいのか、もしくはより抑止力も件数も両方高めることを目指すのかとか、目的のところでは何か御議論とか、OECDの問題意識のところでは何か補足いただけるところがあると、より議論がしやすくなるかなと思いましたので、もしあればお願いできればと思います。

○佐伯座長　いかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員

法定刑を上げていったら、梅津委員のおっしゃるのは正論でありまして、立件が減るであろうと。それは経済学的に正しいのですが、目に見える結果を求められているのだと思います。理屈ではなく、その雰囲気といいますか、傾向なのでしょうね。そこが前回の研究会で大変お悩みになったところだと私も理解しておりますので、理屈は維持しながら、どう折り合いをつけるのかなというところではないかと理解しております。

○梅津委員　補足いただきまして、ありがとうございます。私は、制裁を上げるべきという勧告が来ているということで、それに対して議論をすることを真正面から否定すると

ということではなくて、その議論は行うことになる一方で、そうしたときに、制裁を上げたけれども、執行件数は増えないではないかと後で言われると、そこにロジカルな関係があるのか分かりません。上げるという議論をするのであれば、もしかしたら件数は増えないかもしれないということ自体はある程度、所与の前提において制裁を上げるべきでしょうか。執行件数を増やすわけではなくて、世界的な横並びを見て、もう少し制裁を上げるべきだという別の観点の議論はもちろんあってしかるべきだと思うのですが、それと、執行件数が増えないではないかということセットで批判されてしまうと、議論がちょっと錯綜するのかなと思ひまして、あらかじめ、もし問題意識があればということで申し上げた次第です。

○佐伯座長 大変貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員 どうもありがとうございます。今の梅津委員の御質問とも関係するのですが、企業の法務部の実態として、コンプライアンスが問題となるときに、日本法を前提としたコンプライアンスとなっているのか、あるいは、アメリカ、イギリスといった外国法制が広く域外適用によって手を伸ばしてくるため、これらの外国法制を対象としたコンプライアンスになっているのか、という点をまずお伺いできれば幸いです。

国際取引に携わる方がお書きになったものなどを見ますと、アメリカ当局がFCPAを域外適用してどんどん手を伸ばしてくるので、そちらへの対応に追われていて、日本法を基準としたコンプライアンスというよりは、むしろアメリカ法対応になっているという指摘がございます。まず、この点について現状確認をさせていただければと思います。

併せて、もう一点お伺いしたいのですが、各国が相互に自国法を域外適用していくと、管轄権の競合が生じます。どうすれば、そこに日本も入っていくことで、日本企業に対する外国からの規制を押し返す形で、日本の法制を使っていけるのかが気になっております。

OECD条約では、第4条第3項において、管轄権が2国以上で競合したときに、関係国がそのいずれかの要請によって、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議を行うという規定がございます。一応調整のメカニズムもあります。そのため、日本がある程度強い規制をしていくことで対抗するといいますか、日本のことは日本でやりますとって押し返し、外国の規制を抑制してもらい余地も出てくるのかなと思います。このあたりについて、実務の方、あるいはOECDの代表で出ておられる今井先生

などに御意見をお伺いできれば幸いです。

○佐伯座長　大変興味深い御質問を2点頂きました。コンプライアンスについて、どういう意識を持っていらっしゃるかということと、私などは、そういう問題意識はあまりなかったのですが、日本が管轄権を設定することによって、外国の干渉を押し返す——干渉というところとちょっと語弊がありますが、そういう視点は確かにあるのかと思いました。

そういう点について、御意見というか、現状について——曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員　すみません。最初の御質問の点について、現場の感覚といたしますか、お話しさせていただきますと、ちょっと先走っていますが、資料6の3ページとかに、前回の贈賄作業部会の課題意識で、罰金が低額なので、企業が腐敗防止策を真摯に実施しないとか、日本の罰金が低いので、企業は国内法より他国の法令を意識しているといったことが書かれてあったと思いますが、これは個人的には非常に違和感を持っています。FCPAやUKBAへの対応が主であって、日本のほうは後回しみたいなコメントがこちらにもあったと思いますか、我々がコンプライアンス体制をグローバルに整えていくときに、決して日本の外国公務員贈賄防止をないがしろにしていることはなくて、海外の規制が高いレベルを求めているのであれば、それに合わせた体制整備を行っていくことが主であって、罰金が低いから、国内法は取りあえず後回しみたいなことは、感覚としてはないですね。ですので、今回の法人処罰の法定刑を上げるということについては、それだけでどれほどの現場への効果があるのかなというのは、個人的には疑問なところがあります。

ただ、後で申し上げようと思いましたが、ちょっと先走って言ってしまいますと、個人への法定刑の引上げというところには、先ほど来、議論があるように、限界があるように感じています。前回の研究会でも議論があったように、日本企業の従業員に関して言えば、個人利得を目的に贈賄行為を行うことはまれだと思います。むしろ企業のためにと考えてやっているケースが多い。そうすると、企業がどうやって現状の取組をより強化するかというところをどう後押しするかというのが本来の目的だと思っています。そうであるならば、単純に法定刑を上げるという議論よりも、それを制度的に手当てするというか、具体的に言うと、欧米などでも取り入れていますが、企業がきちんとコンプライアンス体制、内部統制を構築している場合には、適正な減免制度を制度的に手当てしていただくほうが、企業としては、従業員に対しても、これをやっても意味がないし、会社としても、それは決して望むところではないのだよというところのインセンティブに働くのだらうなど。も



ちろん、経産省さんがつくられている指針の中にも、そういう企業の過失責任のところにも触れられてはいますが、もし法定刑を上げるのであれば、ぜひ、そういった制度的手当てとパッケージで検討していただきたいというのが実業界からの私のコメントです。

すみません。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○佐伯座長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、お願いいたします。

○五味委員 今回の御質問や御意見に関連してなのですが、私は、企業のコンプライアンス関係のアドバイスをすることが多いのですが、外国公務員贈賄に関する対策や体制の構築は、日本企業の中で二極化の傾向があると感じています。大手企業、ビジネスのグローバル展開がかなり進んでいる企業においては、FCPAやUKBA、海外の法の執行に対応する体制がつけられている。他方、中小企業や、これから海外展開を進めていこうとする企業においては、海外贈賄に対する対策自体が不十分であり、そうした企業にFCPAやUKBAという話をしてもあまりぴんとこないですが、海外でビジネスを行う上で、様々な局面に直面し、賄賂を要求されるといった事態があります。

そうした状況を前提にしますと、不競法の海外贈賄罪の法定刑の引き上げや、外国公務員贈賄防止体制の構築が必要であるという意識づけをすることは、日本企業のコンプライアンスを促進する意味があると考えております。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今井委員、お願いします。

○今井委員 すみません。先ほど西谷委員から御指摘のあった点に戻らせていただきますが、条約の第4条第3項を使う話です。

これは皆さん御存知だと思いますが、シーメンス事件のときに、ドイツとアメリカとで協議をしたことを踏まえて、こういう条約ができているのですけれども、WGBにおいても、シーメンスの代表だった弁護士さんが来て、いろいろお話をされるのですが、当時、FCPAが圧倒的に強くて、そこで証拠収集も強力にできる。他方、ドイツは今になってはまだ法人処罰規定がないということなので、協議をさんざんされて、証拠を十分に集められるアメリカ法において処理するということになったそうです。それはある意味、政治

の世界でありまして、どの国がどれだけ有効な法律を持っているかによって管轄権を行使すべき国が決まってきます。

理論的には、ここでも属地主義が考慮されていると言えまして、どの国に証拠があるかによって決めていいのですが、今後、日本も対等な立場で、フォーラム・ショッピングで勝っていくためには、それなりの法制がある必要があるだろうと思います。ですから、多分そこには越えなければいけない大きな山があって、海外における証拠収集の話とか、また出るとは思いますが、ミューチュアル・リーガル・アシスタンスをどこまで有効にするかということもセットで考えないといけない問題だろうと思っております。

以上です。

○佐伯座長　　どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、また御意見がありましたら戻っていただいても結構ですので、続いて、後半の議題であります制裁の在り方に入りたいと思います。

まず、事務局から、資料7の前半についての御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　　資料7を御覧ください。

まず、前半部分であります自然人について、御説明を差し上げたいと思います。

スライド5をお願いします。実績といたしましては、2005年に引き上げてから8件あるということがございます。

現行法では、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、併科可能でございますが、これまでの最長懲役刑は3年で執行猶予がついているもので、赤字で書いてある3番でございます。最高罰金額は100万円となっているところでございます。

次のページをお願いします。こちらは他国の制度の比較でございます。

国旗のある国々を御覧ください。

まず、罰金額につきましては、主要国におきましては、おおむね日本よりも高いところが多いと思っております。赤字で書かせていただいておりますが、アメリカは25万ドル以下で、イギリスは一般法でそうなっているということで、基本的には上限なしというものでございます。ドイツについては、特に深刻でないものは1,080万ユーロ以下ということで、特に深刻なものはむしろ拘禁刑で対応しているというものでございます。韓国は550万円以下、オーストラリアは2億円以下、フランスは1.4億円以下となっております。為替の状況によっても変動しますが、このような状況になっております。

自然人においても罰金スライド制が導入されている国がございます。アメリカ、韓国、フランスでございます。

真ん中の米印のところを御覧ください。網羅的に全ての国を調べるのは難しかったので、OECDの第4期審査が終わりました国々を調べております。

日本を除く18か国で、罰金額の上限額が日本よりも高い国は16か国あると認識しております。イギリスのように上限がない国が3か国、2,000万円以上は9か国、500万円超2,000万円未満が4か国となっております。それ以外の2か国につきましては、少ないか、不明であるということでございます。御容赦いただければと思います。

次に、拘禁刑でございます。拘禁刑につきましては、アメリカ、韓国と同等でございますが、イギリス、オーストラリア、フランスは10年以下、ドイツも、特に深刻な事案でございますが、1年以上10年以下になっているという状況でございます。

拘禁刑の上限が日本よりも長い国が11か国で、10年以上が7か国、5年超10年未満が4か国ということなので、日本は、どちらかという平均よりやや短い、あるいは少ない国になると思っているところでございます。

次のスライドをお願いします。今までは海外でございましたが、こちらは国内の経済犯罪と比較しているものでございます。

OECDからも指摘がありました、不競法の中にあります営業秘密侵害罪と比べてということで、まず、営業秘密侵害罪は2,000万円以下となっております。さらに、営業秘密については、特別な規定として国外に持ち出すという概念があり、日本国内にある営業秘密を国外に漏らした場合には最大3,000万円ということになっております。

それ以外の犯罪につきましては、例えば金商法の3,000万円もございますし、外為法でも3,000万円、所得税法でも1,000万円となっておりますし、外為法と所得税法については罰金スライド制が導入されているというものでございます。

拘禁刑につきましては、不競法については、営業秘密が10年以下となっておりますので、外国公務員贈賄と比べて長い刑になっているところでございます。さらに、会社法、金商法、外為法、所得税法、特許法でも10年となっているところでございます。

次のスライドをお願いします。ほかの経済犯罪でも、順次、引上げがなされているところでございます。

まず、2005年に不競法が外国公務員贈賄罪で3年・300万円以下から5年・500万円以下となっております。営業秘密についても、知財保護という観点から、平成18年に10年・

1,000万円以下の罰金に引き上げたり、さらには2,000万円に引き上げ、海外重罰を導入したりというところがございます。

そのほか、直近でも、外為法でも10年以下または3,000万円、金商法でも10年以下または1,000万円、所得税法でも10年以下または1,000万円以下に法改正をして、抑止力を高めているところがございます。

次のスライドをお願いします。これは論点出しで、ここで一旦ストップさせていただきたいと思っております。

2020年の研究会でも、自然人については慎重な意見がございました。自国公務員に対する贈賄罪と比較した場合、現状の法定刑でも十分ではないか、法定刑の上限額を引き上げても直ちに実際の事案での罰金額が引き上げられることにはならないのではないか、自然人は個人の利得のためだけではなく、企業の利益のために贈賄行為を行うことが想定されるところ、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくいというところがございます。

確かに、外国公務員贈賄罪の自然人に対する制裁は、「自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとする」という観点からは、現行制度でも条約の履行義務は果たしていると言えますけれども、2019年の第4期対日審査報告書が指摘しますように、現行の制裁は、上限を含めてですが、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間において取られる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みますと、条約加盟国として、我が国の制裁も、諸外国に比較して同等レベルのものとするのが求められているのではないかということがございます。コミットメントとして、制裁のレベルを海外のレベルに引き上げていくことが求められているのではないかということがございます。

また、国内のほかの経済犯罪も、近年、罰則の引上げを行っているところがございます。こうしたものと比較しまして、外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルにあるとは言えないのではないかということもございます。今次勧告を踏まえ、罰金額や懲役刑を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる方向で検討してはどうかというのが、我々から示させていただく論点でございます。

以上でございます。

○佐伯座長　　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に基づきまして議論を行いたいと思います。引き続き、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等、お願いいたします。

最初に、前回の報告書の座長を務めたということで一言申し上げますと、前回の報告書では、罰則の引上げについて消極的な意見を述べているのですが、その理由の第一に、自国公務員に対する贈賄罪と比較して、十分なレベルの法定刑であるということを挙げているのですが、この点については、ただいまの論点の指摘にもありますように、確かに、刑法の贈賄罪の保護法益は公務員の職務の公正さに対する信頼であるのに対して、外国公務員贈賄罪の保護法益は国際商取引における公正な競争と考えられていて、保護法益が異なりますので、単純な比較はできないという問題があったと思っております。そういう意味では、勧告で指摘されているように、他の経済犯罪との比較は必要な視点ではないかと思っております。

ただ、営業秘密侵害罪については、確かに、当初規定されたときは、不正競争の目的が要求されて、不正競争防止法に規定されたわけですが、先ほどの御説明にもありましたように、その後、知財保護の観点から罰則の引上げが行われてきたということで、現在ではむしろ財産犯的な性格が強いので、営業秘密侵害罪とも単純に比較できないのかなという気がいたしております。ですから、他の経済犯罪と比較する際にも、慎重な検討は必要だと思っております。

最初に座長から申し上げて申し訳ありません。どうぞ御意見をお願いいたします。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員　　ありがとうございます。まず、第一に、外国公務員贈賄罪の保護法益については、私も座長と同じように考えております。

そもそも国内のドメスティック・ブライバリーにおきましても、保護法益は何なのかというのは、本当は大きな議論のあるところではありますが、そこでも、正当な費用を払って受けられる公的サービスをかすめ取るという意味では、市場の機能を害しているということではありますが、このことが、より端的に表れているのが外国公務員贈賄罪だろうと思います。そのように、法律用語で言うと、立法事実の見直しということが可能であるならば、本来の法定刑を引き上げる根拠にもなると思われるところであります。

それを補充するような話ですが、チェックの3つ目のところで、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくいという御意見があったということなのですが、

ここもここでいろいろ検討すべき問題ではないかと思っています。

といいますのは、法定刑を上げていったときに、潜在的な犯罪者が何を考えるかという  
と、摘発率の逆数掛ける法定刑の上限を出して、自分がその罪を行った場合に捕まるとい  
う期待値、期待刑罰を算出して、行動を選択すると言われていました。

そういった経済モデルが一番よく適用されるのが賄賂系の話でありまして、日本とは違  
い、海外と取引する際には、もっとドライにプラス・マイナスを考えている行為者を想定  
しやすいので、現にOECDやWGBでもそういうモデルを使って、法定刑の引上げ等が  
議論されているところなので、日本においても検討してみるのに値するのではないかと思  
っております。

以上でございます。

○佐伯座長　ほかにいかがでしょうか。

梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員　ありがとうございます。先ほど私が申し上げた点とも絡むのですが、これ  
を引き上げるとしても、何のためにこれを引き上げるのかというところの議論から考えた  
場合、先ほどの保護法益の話ともリンクするところかもしれませんけれども、ある程度国  
際的なイコール・フットイングと言われたりもしますが、国際的な競争環境を整える中で、  
他国と比較しても、ここにまさに書かれている「効果的で、均衡が取れて、かつ抑止力の  
ある制裁」と言えるような内容にすることが一つの目的になるのかなと思っております。  
繰り返しになりますけれども、これを引き上げたから件数が増えるということと言われて  
しまうと、私は、そうなりますねというのは何かしっくりこないもので、もしその方向で行  
くとすれば、その執行件数を上げるためにやるのではなくて、むしろ抑止力をきちんと  
高める、しかも国際的に遜色がない程度に抑止力を上げるためにやるということになるの  
かなと思っています。

個人的な感覚を申し上げますと、この上のチェックの3つ目に「自然人に過大な刑罰  
を科すことが抑止力につながるとは考えにくい」と書いてあるのですが、私も実務家で、  
日本企業の案件をこれまでも何度も扱ってきておりますけれども、正直申し上げますと、  
いわゆる前科がつくということで、個人としては相当重いことで、日本人として重い刑罰  
を科していることになるので、懲役の年数が5年からさらに増えたからといって、そこで  
すごくドラスティックに抑止力が高まるかと言われると、場合によっては逮捕され、裁判  
にかけられて、懲役刑が出るということだけでも、個人としては、人生の中で非常に大き

なインパクトがあることなので、ある程度抑止力は既にかかっているような気もいたしますので、個人的には、抑止力がすごく上がるという感覚は、正直、あまりございません。ただ、どちらかというところ、国際的な比較とか遜色ないレベルということで引き上げるということであれば、OECDの勧告もあるということで、理屈はある程度あるのかなという思いを個人的に持っているところであります。

先ほど西谷委員やほかの方の発言にもございましたが、そういうものを引き上げて、国際的にある程度同じレベルにやっておかないと、今後の捜査の共助とか、それこそ管轄の争いになった場合とか、また、ちょっと文脈が異なるかもしれませんが、FCPAのガイダンスでも、パイリング・オン（piling on）という概念が入っていて、あまり二重制裁、三重制裁、過重制裁にならないように、他国との協調でやっていくのだというコンセプトが入っていますが、他国との協調のところ、日本が乗っかってこないとなると、それはそれでやはり問題なのかなという気もいたしますので、そのあたりのグローバルでのイコール・フットイングといった観点から、引き上げる方向性でということとは理解可能なのですが、抑止力ということを言われると、個人的な実感としては、少し違うところがあるといった思いを持っております。

○佐伯座長　ほかにはいかがでしょうか。

和田委員、お願いいたします。

○和田委員　ありがとうございます。事務局の皆様から御説明いただいて、過去のこの研究会の議論についても承知しておるところであります。今回改めて、こういう勧告が出たということ踏まえて、不正競争防止法上の制裁について見直す必要性については、今回こういう会が設けられていることで理解しておるところでございます。

ただ、先ほども御発言がありましたように、各企業においては、コンプライアンスプログラムについて、少なくとも私どもの会員企業からいろいろヒアリングした範囲では、皆様、しっかり取り組んでおられる状況であると理解しておりますが、今回、国際約束に基づく対応ということで、改めて日本の国の法制度として、他国に遜色ない、きちんとした仕組みを持っていることを内外に示すために、罰則の上限についても、引き上げる方向で検討することはやむを得ないのではないかなと考えておるところでございます。

1つ目の論点の自然人に対する制裁についてでございますが、実際の適用事例等を拝見する限り、執行状況を踏まえても、この制裁強化に至るような十分な立法事実があるとはなかなか言い難いのではないかなと思いますものの、ほかの国の制度や日本国内のほかの

経済刑法における罰則とのバランスを考えれば、ある程度引き上げるということは説明が可能なのではないかなと考えておるところでございます。

実際にどの程度がふさわしいかというのは、それぞれ罪が異なるので、保護法益を本当にパラレルに比べられるかというのは難しいところでございますが、私どもの会員企業の法務関係のコンプライアンスに取り組んでおられる方々の感覚といたしましては、営業秘密侵害罪並みに引き上げることについては、それなりの理解が得られるのではないかと、う御意見を頂いております。

ただし、営業秘密侵害罪の中に入っております海外重罰でございますが、パラレルに今回の外国人贈賄のところには当てはめるのは難しいと考えておまして、一般則のほうの営業秘密侵害罪程度というのはまあまあ説明が可能なのではないかと、こののが、会員企業数社から御意見を伺ったところの感触でございます。

ありがとうございました。

○佐伯座長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、どうぞ。

○五味委員　自然人の件ですが、抑止力につながるかどうかという点は、OECDの勧告にもありますけれども、印象論に基づく議論になってしまうような気がします。先ほど今井委員がおっしゃったように、法定刑の上限を引き上げることが抑止力につながるかどうかというのは、もう少し科学的な検証が必要なのではないかと思いました。

その他、日本としても、国際的に各国と協調して、腐敗防止に取り組むという姿勢を示して、企業の国際競争力もしっかり確保するという観点から議論するのであれば、引上げの方向は可能であると考えております。

以上です。

○佐伯座長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　ありがとうございます。前提となるところをお伺いして恐縮なのですが、今回の改正で罰則を扱うということで、併せて行政罰を導入するといった議論はあり得ないかなと考えておりました。特に独禁法や下請法など、日本の他の国内法においては、課徴金の制度もありますし、企業名を公表するというサンクションを科すことで、レピュ



テーションリスクの観点からインパクトをもつ制度もあります。外国公務員に贈賄することで得た利益を吐き出させる制度も考えられます。このタイミングでお聞きしてよいのかどうか分かりませんが、もしお差し支えなければ、御意見をお伺いできれば幸いです。

○佐伯座長　いかがでしょうか。

○今井委員　大変重要な御指摘だと思います。恐らく結論としては、行政罰が十分にプロポーショネート（proportionate）で、パースエイシブ（persuasive）で、エフェクティブ（effective）であるならば許容されると思います。それはどうしてかということ、条約の第2条で、法人処罰のところも、これはドイツや日本を考慮してつくったものですが、各国の国内法制に従って、十分に抑止的で、均衡が取れてといったことが書いてあるのですね。

ただ、この時期に及んで、日本が勧告を受けた上で、なお行政罰という選択をした場合には、その行政罰が、より機動的に適用され抑止効も十分でなければいけないことになるので、見る目がちょっと厳しくなるのかなという気はしています。

事実として、FCPAとUKBAがこれだけ広がっていくと、刑罰の効果的活用を支持する国が増えてきておりますので、行政罰を使うとしても、まずは刑罰の引上げと、それでは無理な部分を行政罰でフォローするようなミクスチャーなのかなという気はしていますが、大変重要な視点ですので、今後、ここで御検討いただければと思います。

○猪俣知的財産政策室長　事務局から少しよろしいでしょうか。

○佐伯座長　どうぞお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　ありがとうございます。この後、法人のところで罰金スライド制も御議論いただこうと思っているところでございます。

現時点では、行政罰の導入について、OECDから何らかの勧告を受けているわけではございませんし、行政罰を導入するとなると、例えば、日本の独禁法などで規定されていますが、不競法に導入するというのはかなりインパクトが大きく、影響も大きいところでございます。今回、我々の示しているものには、少なくとも今は入れていません。今後、将来的な状況を踏まえて、そういったものが日本で求められるのではないかという議論は国内であり得るのかと思っておりますが、今、我々の資料の中に、行政罰を具体的に議論するための論点出しについて、必ずしも入れているものではございません。

以上です。

○佐伯座長　行政罰を有効に利用していくべきだというのは私の年来の主張なのですが、

大改正になるので、このワーキンググループの検討の対象とするのは難しいかもしれないですね。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほどちょっと言いかけたのですが、前回の報告の際に自分では十分考えていなかったとその後思っている点を1点申し上げたいのですけれども、先ほども曾我部委員から、日本企業の従業員については、企業の利益のために行動しているので、自然人処罰は、抑止力にとって、それほど重要ではないのではないかという御指摘がございまして、報告書の中でも同じことが述べられています。

ただ、外国公務員贈賄罪の場合、海外のエージェントが介在することがあるとすると、日本企業の従業員だけが自然人行為者とは限らないという点で、ほかの、例えば独禁法の罪などと比べると、この罪の特殊性として、一つ考慮に値するのではないかという気がいたしております。

ほかにはいかがでしょうか。

曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員　すみません。ちょっと視点の違う、素人的な質問になってしまうのですが、先ほど来の自然人に対する法定刑の引上げはやむなしというところは私も理解はしているのですが、営業秘密侵害罪と同等の拘禁刑10年といったところだけ見ますと、確かに法益は国内の贈賄罪とは違うとは理解しているものの、一方で、同じような公正競争を確保する意味での独禁法は5年というところで、若干バランスを欠いているような気がしないでもないのですが、その辺、事務局としてどういうお考えかを聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

○佐伯座長　いかがでしょうか。

○猪俣知的財産政策室長　もちろん、また御議論いただければというところもございまして、市場を規律する面では、独禁法と不正競争防止法は共通する面がございまして。

他方で、これは自然人のほかに、企業の利益も含めてだと思いののですが、他人の営業秘密を盗むことによって私的な利益を得ようとするような行為に対して、営業秘密には罰がかかっており、不正競争防止法のほうも、考え方としては、市場に対する規律と同時に、企業も含めて私的な利益を得ようとするを規律していると考えているところでございます。例えば、海外のプロジェクトに対して不正な贈賄を行うことによって、プロジェクトを得ようとするとき、企業、自然人含めて、そのような利益を得ようとする者に対して、

海外では効果的な刑罰を科しており、それに類似するような拘禁刑も含めた罰則を科していくに当たって、不正競争防止法は、経済、市場規律的なものに加えて、私欲的なものについても規律する観点を持っているので、ほかの経済犯罪等との比較を踏まえて、独禁法よりも少し引き上げることも可能なのではないかと思っているところでございます。

○曾我部委員　ありがとうございます。個人的な、私欲的なところというのは、先ほど来、私が申し上げている疑問符がつくところがありまして、いきなり10年というのは、個人的にはトゥーマッチかなという気がしています。これはコメントです。

以上です。

○佐伯座長　ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員　ありがとうございます。今の曾我部委員と事務局の御説明に関連するものでございますが、独占禁止法のイメージとしては、日本の国内市場を超えて、影響力が及んでいく面が事実としてありますけれども、不正競争防止法は、外国公務員に対して贈賄することによって、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強いんですね。ですから、それは、日本人、あるいは日本企業であるけれども、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使するという点で、10年にするかどうかはともかく、不競法において法定刑を見直すべき視点は存在しているのだらうと思います。これは、新たな立法事実の再認識になる話かと思いますので、申し述べます。

○佐伯座長　ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、どうぞ。

○五味委員　保護法益との関係なのですが、外国公務員贈賄は、腐敗防止という観点非常に重要であると思っております。実態を見ますと、新興国における贈賄が多いことからすると、贈賄によって、その国の行政がゆがめられる、その結果として、その国の人権や環境、行政サービスへの悪影響を及ぼすといった点の侵害が非常に大きいと考えております。その点は独禁法や他の法令と異なる部分であって、今後、重視しなければいけないと考えているところです。

以上です。

○佐伯座長　ありがとうございます。大変貴重な御指摘をありがとうございます。従来の考え方だと、世界主義の場合は別ですが、それ以外だと、外国の法益を日本が保護することについては慎重であったので、国際商取引の競争秩序といったところに保護法益が求

められてきたと思うのですけれども、そういう考え方も、腐敗防止という観点から、少し変えていくべきなのかもしれないと、五味委員の御指摘を伺って思った次第です。

ほかにはいかがでしょうか。

西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　ありがとうございます。補足ですが、日本企業同士の競争という観点もあるかと思えます。日本企業で、適正にルールを守って、外国子会社等を通して、外国できちんと営業活動を行っている会社と、外国公務員を買収するような形で、腐敗に手を染めて利益を上げる会社が出てきたときに、後者のほうを見逃してしまうといいますか、そこに十分に日本の管轄権を及ぼすことなく、罰則を科さないということになりますと、結局、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が出てくるように思えます。その意味でも、結論的には、私も、法定刑を上げていくという御提案に賛成です。

○佐伯座長　ありがとうございます。

管轄の問題については、次回以降さらに議論を深めていきたいと思っておりますので、この辺で資料7の後半の「法人に対する制裁の在り方」に移りたいと思っております。

事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　それでは、後半資料に基づきまして説明していきたいと思っております。

スライド11を御覧ください。

改めてでございますが、法人に対する罰金刑、そしてその上限額は、日本のほかの経済犯罪、例えば営業秘密侵害罪に対する刑事罰と比べても、また、他国の罰金額と比べても低額にとどまっているということでございます。そのとき、先ほど曾我部委員からもありましたコメントがあったということでございます。

法定刑の上限額を引き上げること、または贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること、一般的には罰金スライド制だと思いますが、そういったものを検討せよということでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは条約が書いてあるものでございます。賄賂または贈賄を通じて得た収益を押収し、若しくは没収し、または同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置を取るということを掲げてございます。

次のスライドをお願いします。実際に法人が訴追されて有罪となった案件につきましては、我々が報道で知る限りは、この2件ということになっております。

最高額は、ここに書かれております9,000万円でございます。

次のスライドをお願いします。こちらは他国の制度の比較でございます。

まず、罰金額でございます。主要国を御覧ください。

アメリカや韓国と比べますと、最近の為替の状況を見ても、日本のほうが上限額としては高い状況になっておりますが、そういった国々には罰金スライド制が入っております。

イギリスはそもそも一般的に上限なしでございますし、ドイツ、オーストラリア、フランスについては、日本よりも高い金額になっているという状況でございます。

韓国につきましては、罰金スライド制がありまして、いわゆる不正利益の2倍から5倍といったことが書かれておりますし、それが難しい場合には、下に書かれております贈賄額の2倍から5倍といった方法もあるということが規定されているものでございます。

オーストラリアは、価値が判断できない場合は、法人の年間売上げの10%以下といったものも書かれており、国によって様々な規定、そして罰金スライド制が入っているというものでございます。

真ん中の米印のところを御覧ください。

第4期審査までが終了した18か国を調べてみますと、まず、半分弱の8か国につきましては、先ほど申し上げた罰金スライド制が入っているというものでございます。

他方、スライド制が導入されていない国、残り10か国で見ましても、罰金額の上限が日本よりも高い国が8か国あるということなので、日本は高いレベルにあるとは言い難いと思っております。

次のスライドをお願いします。これは同じく国内の経済犯罪と比べたものでございます。

まず、上限額でございますが、最近では10億円といったものもございます。これは不競争法の海外重罰ですが、10億円がありますし、外為法でも10億円があるというものでございます。

金商法でも7億円となっておりますし、独占禁止法でも5億円となっております。特許法は、同じく3億円となっております。

所得税法、法人税法につきましては、いわゆる脱税でございますが、1,000万円以上については相当する額ということになるので、いわゆる罰金スライド制のようなものが入っておりますし、外為法でも、以前から目的物の価格の5倍以下ということで、スライド制が入っているという状況でございますが、この中で見ても、外為法の10億円や金商法の7億円、独禁法、営業秘密の5億円と比べて、4番目にあると思っております。

次のスライドをお願いします。こちらも順次、引き上げてきているというものでございます。

次のスライドをお願いします。論点については、罰金額の引上げとスライド制で、2つのスライドをつけております。

まず、罰金額の引上げでございます。研究会では慎重な意見を頂いているところでございます。法人の制裁について、そのときも、他法令との比較で、3億円が果たして十分な制裁かは検討の余地ありというコメントを頂いたところでございます。

贈賄は競争違反と同じで重大なものとの認識。入札資格の剥奪など、万が一違反を行った場合のビジネスへの影響は大きく、現状でも十分に抑止力があるのではないかと。3億円という法定刑の上限は、中小企業からすると十分に高い。法人に関しては、法定額の多寡ではなく、レピュテーションの問題ということで、ネガティブな反応が予想されるということでございます。

こうした御意見を頂いたところでございますが、自然人の罰則と同様でございますけれども、OECDの第4期報告書が指摘しますように、現行の制裁（罰金額の上限額）は、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間において取られる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みますと、我が国の制裁も、諸外国と比較して、同等のレベルに引き上げることが求められていないかということでございます。

また、国内の他の経済犯罪におきましても、相次いで罰則の引上げが行われているところでございます。その中におきまして、外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルに現在あるとは言い難いのではないかと考えているところでございます。

今次勧告を踏まえまして、罰金額を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても、国際条約上で書かれているような遜色ないレベルに引き上げること検討してはいかがかというものでございます。

次のスライドは、罰金スライド制でございます。OECDの勧告でも、法定刑の上限を引き上げること、または贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供することというものがございます。

罰金スライド制については、諸外国では、先ほども御説明したとおり、アメリカ、オーストラリア、フランス、韓国などにおいては導入されております。ただ、例えばアメリカでございますが、外国公務員贈賄罪のみならず、連邦法上の犯罪における罰金刑に共通す

るものとして定められている模様でございます。外国公務員贈賄に特化して、特別に行われているものでは必ずしもないと思っております。

日本でも、一般的ではありませんが、幾つかの経済犯罪、外為法、所得税法、法人税法などで導入されているのを把握しているところでございます。

こうした中で、我が国にも罰金スライド制を外国公務員贈賄罪に適用するには、例えばということで、以下のような課題をどのように考えるかというのがあると思っております。

まず、①は必要性というところでございます。日本の経済犯罪の法定刑として、罰金スライド制が導入されている例は一般的に少ないけれども、外国公務員贈賄罪に罰金スライド制を入れなければいけない必要性はどれぐらい高まっているかというところでございます。

また、罰金額の根拠となる不正利益の算出の困難性も、前回の研究会でも指摘されたところでございます。既に導入されている外為法では目的物の価格が基準となりますが、その目的物の価格や、所得税法の免れた税の額は算出が比較的容易と思うところでございますが、贈賄による不正利益の算出には困難性があるのではないかと指摘があるところでございます。これについてどのように考えるかということでございます。

次のスライドをお願いします。こちらはあくまで参考でございます。2012年に、算出の方法ということで、こういった算出をしている事例があるとOECDが公表しているものを、我々が簡単にまとめたものでございます。

総収益法ということで、英国の事例で、契約した金額に関して没収するといったことがございます。純収益法では得られた利益を評価しつつ、コストが算出できるなら、それを考慮するというものでございます。また、派生利益、様々な利益がありましたら、それを足し合わせつつ、場合によってはコストも減らすという利益もあるのだと思いますが、そういった様々な利益を足し合わせてやるような計算方式もございます。これらが、OECDの資料から公表されているものでございます。

ここのスライドは参考でございますが、先ほどの罰金額の引上げ、そして罰金スライド制の導入について御議論いただければと思います。

私からは以上です。

○佐伯座長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に基づきまして、また自由に御議論いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員　ありがとうございます。法人のほうなのですが、先ほどの個人の処罰との対比で申し上げますと、個人のほうは、先ほど私は、例えば、5年を10年に引き上げたから何か大きな違いがあるかということ、もともと抑止力が働いているような感覚もあるということは申し上げたのですが、法人のほうは、実務家として、やはりちょっと低いなという印象を持つところであります。他国の状況からしますと、今までの最高額といっても、非常に低い金額にとどまっている。他国と比較しても、やはり低いというところはあるので、先ほどの国際的な感覚というところや抑止力というところを含めてかもしれませんが、個人に比べると、法人のほうはかなり差を感じるということで、他国のFCPA等における議論と比較すると、日本を見たときに、かなり低いなという感覚を持つのは事実かなと、実務家として感じているところであります。

そのため、国際的なバランスという意味では、引き上げていくこともあり得るのかなと個人的には感じているところです。

なお、先ほど来、抑止力と執行件数とは必ずしも結びつかないということは申し上げておったのですが、仮につながるとすると、あり得るのは、私は合意制度のところではないかと思っております、仮に罰金額が引き上がって、法人としても非常に大きな処罰になるということの問題が認識されることになれば、もしかしたら合意制度がより使われやすくなることにより摘発されやすくなる。合意制度に基づく執行がされやすくなるということで、合意制度の活発化というところも含めたら、もしかしたら法人処罰を上げていくというところは、つながるところがあるのかもしれないと感じているというのが2点目です。

3点目は、委員の先生方で御議論があるのかと思いますが、18ページのところで、罰金スライド制の不正の計算がしにくいところを挙げていただいているということではあるのですが、個人的には、ここはあまり強い理由にはならないのかなという感じを持っております、ある種、決めの問題のところもあるのかなと理解しております。もちろん、利益を計算するというやり方もありまじょうし、法人の売上げの何%みたいな決め方で端的に計算してしまうとか、贈賄物の何倍みたいな形でやってしまうといった計算自体はある種、決めの問題なので、計算方法が難しいからこれを導入しないということは、根拠として挙げにくいのかなと思います。これを入れるか入れないかの議論としては、そもそも国際的な横並びとか国内の他の処罰からして、こういう罰金スライド制は、日本において、今、まだそんなに一般的ではないということも含めて、そちらのほうの理由から議論して



いくべきなのかなと個人的には感じているところです。

以上です。

○佐伯座長　ありがとうございます。スライド制の基礎となる数字については、没収額の計算ではないので、私も梅津委員と全く同じ意見で、決め方の問題かなという気はいたします。ただ、一般的な制度ではないので、ここで導入するべきかどうかということは、別途検討が必要であると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

和田委員、お願いいたします。

○和田委員　ありがとうございます。今回、法人に対する制裁の在り方で、罰金額の引上げか、罰金スライド制かということで、2つ選択肢をお示しいただいて議論させていただくことになるわけですが、先に罰金スライド制について申し上げさせていただきます。こちらについては、企業の皆様から反対の御意見が非常に多かったものでございます。ほかの方からも発言があったように、罰金スライド制を導入するに当たって、そもそも外国公務員贈賄において何が不正の利益になるのか、不当な利得は何なのかということについて、必ずしも定義や評価がまだかっちりと確定できていない。算定が非常に困難になるのではないかとということで、企業の立場からすると、そういう制度が入ってくることは違和感があるというか、反対の御意見が非常に強かったということでございます。実際にこの制度が入った場合に、運用が恣意的に行われないのかといった懸念も挙げられておりますし、不当利得の算出がきちんと適正に行われるのかということについても非常に懸念が強かった点でございます。

あと、抑止効果という点についても、実際にどのような罰金が科されるか分からない、抑止についても非常に不明なのではないか、検証不十分なのではないかというご意見も多くございました。

一方、罰金額の引上げについては、先ほどの自然人の議論と若干重なるところがあるのですが、実際の運用状況を見ても、必ずしも制裁強化が十分に正当化できるような状況ではないと思っはいるのですが、ただ、今回勧告が出たという状況を踏まえますと、罰金額の上限の引上げを議論することはやむを得ないのかなというところがございますが、ただ、その際にも企業の方から非常に強い御意見があったのは、きちんとコンプライアンスに取り組んでいる企業の努力が正当に評価される必要があるということで、罰金額の上限の引上げを議論するのであれば、罰則の減免措置のような制度の導入もぜひ議論していた

だきたいという御意見が非常に強くございました。こういうことを検討することは、きちんとコンプライアンスを促進することにも寄与するものであると思っておりますし、この制度の趣旨に鑑みて、検討いただくに十分値するのではないかなと思っております。

以上でございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。コンプライアンスを反映させるべきだというのは、先ほど曾我部委員からも同様の御意見を頂きましたので、今後、さらに検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員　ありがとうございます。まず、情報の御提供であります。6ページと14ページにイギリスの例が挙がっていて、罰金額は上限なしとなっているのですが、イギリスでは一般的にコモン・ローで、クリミナルファインは上限なしということになっておりまして、この領域だから特にこうだというわけではございません。それが実は罰金スライド制にも関連して、議論を少し複雑にしていると思うのですが、イギリスなどでは罰金額の上限がないということで、運用としては、違法に取得した利益の剥奪的な面も持って使われているようであります。

そこで、18ページに書いてある罰金スライド制などありますが、どのような議論が底流にあるかという、私の理解ですけれども、犯罪によって得た利益、これは現存利益といいますが、現存利益があるときには、それを違法に取得した利益だとみなして、反証しない限り、それを全部丸取りする。丸取りする方法として、コンフィスケーションをかけるのか、あるいはクリミナルファインでいくのかで違うのですが、イギリスや、それを受けたアメリカでは、そのようなイメージでつくられている制度かもしれません。ですから、それはスライドとはちょっと違い、スライドは、犯罪行為によって得た利益がこの辺まであるはずだという推定に基づくのかもしれないので、ここはどちらの方向に行くにしても、しっかりと日本法制で取れる理解なのかを慎重に検討しないといけないだろうと思えます。

それができないときには、先ほど西谷委員もおっしゃったように、行政罰でという話も出てきて、その際には、よりコンプライアンスをしようとしていた努力、過程を踏まえての減免が可能になるかもしれませんが、刑罰のところ、我が社はコンプライアンス体制を整えていたのですということが抗弁となるのかというのはよくWGBでも議論になるのですが、この議論が始まって、20年近くもたっておりますので、「それは形だけのコンプ

ラだよね」と言って、弁解が認められないという例も非常に多いです。ですから、仮に法律の中に書き込んで、こういう場合にはディフェンスとするというときには、どの程度までのコンプライアンス体制を取り、モニタリングもしていたのかということと言わないと、対外的には意味を持たないものになりそうであります。

あとは、前後して恐縮ですが、17ページのところで、入札者資格の剥奪等というところが挙がっていて、これは大変意味のあるところなのですが、波及効果が大きな問題だと思えます。

例えば、フランスの法人処罰の刑罰としては、こういうものが挙がっているので、日本においても、一般的に、法人に対するクリミナルサンクションとして新たなものを付け加えるという文脈なら出てきそうですが、あるいは、ここで先取りをしてもいいのですけれども、それも日本の伝統的な刑罰のカタログを超えてしまっているのです、どういう理由で、ここで持ち込むのですかということをやったほうがいいと思います。

以上でございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。コンプライアンスの実施体制を経営責任にどう反映させるかというのは、今、今井委員から御指摘のあったように、ディフェンスとしてということもあるでしょうし、量刑において、罰金額で考慮するというところもあるのだらうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、お願いいたします。

○五味委員　今、話題になっています、コンプライアンスをどう反映させるかという点ですが、企業の実務において、外国公務員贈賄対策をしっかりとやっていくためには、何らかの形で取り入れる必要があると思っております。

ただ、刑罰そのものに規定するのは、実際、非常に難しいと思いますので、例えば、合意制度の運用の中で、しっかり取り入れることが考えられます。現状では、量刑は検察庁の裁量に大きく委ねられている部分があるため、企業が何に取り組みばどのように反映されるかといった点がもう少し明らかにされれば、企業の取り組みが進むのではないかと思っております。

もう一点は、罰金スライド制の議論ですが、ここで議論しているところの罰金スライド制とは何なのか、ちょっと分かりにくく、明確にする必要があるのではないかと感じました。上限を引き上げるか、スライド制かという二者択一なのか、あるいは組合せなのかと

いう点も議論の対象としているか、分かりにくいと思っております。

また、FCPAや他国において懲罰的な量刑が定められていますが、そうした制度とスライド制がどのように関係するのかについて、事務局から情報を御提供いただけると助かります。

以上です。

○佐伯座長　ただいまの御質問のスライド制の趣旨がもう一つはっきりしないというのは、もうちょっと御説明いただけますでしょうか。

○五味委員　スライド制は、贈賄によって得た不正の利益の額に応じて罰金を決めていく制度という前提での議論ということによろしいのですか。

○佐伯座長　基準となる数字は、得た利益や得ようとした利益など、いろいろ考えられると思うのですが、何らかの数字を基に、その額とか、2倍といったイメージでしょうか。事務局から補足がありましたら、お願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　事務局でございます。今、投影させていただいているスライド18のとおりかなと思います。

まず、「法定刑の上限を引き上げること、又は」と書いておりますので、「又は」だと思っており、両方上げること検討はしますが、少なくともOECDからはこうした勧告を受けています。

また、「贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること」とありますので、贈賄額や不法な収益の何倍でないといけないというわけでは必ずしもなく、あくまで贈賄額や不法利益に相当するような、今よりも高い罰金を科することができる何らかの提供をするべきとなっており、その対応の方策として、各国では、例えば、不法利益の2倍、3倍まで上限で取れるようなスライド制が取られていたり、場合によっては、売上の何%とか、そういったやり方が各国では取られているということでございます。こういったものを取られる中では、アメリカ、韓国で示されているようなスライド制が一般的なのかと思ひまして、例示させていただいた次第でございます。

○五味委員　ありがとうございます。了解しました。

○佐伯座長　西谷委員、お願いいたします。

○西谷委員　ありがとうございます。国内法の他の法律との調整というのはよく分かる御議論なのですが、他方で、外国公務員贈賄罪を設けて、法人についても処罰するという制度の趣旨が気になります。たとえば、現在、罰金刑は3億円が上限ですけれども、外国

公務員を買収することで得た利益が5億円であったときに、結局、得た利益を吐き出させることはできないわけですね。それは、罰金刑をある程度引き上げたとしても、残る問題のように思われまして、制度の趣旨としては、不当に得た利益は少なくとも吐き出させるというのが重要だと思いますし、それを罰則に反映させるか、あるいは得た利益を吐き出させるという制度にするか、何か対応ができるかと思いいかなと思うのですが、ここはどう考えたらよろしいでしょうか。

○佐伯座長 現在も没収刑はございますので、検察が立証できれば、犯罪により得た利益を没収する、没収できない場合は、追徴することは可能ではあります。

梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員 すみません。今のと違って、少し戻ってしまうのですが、何点か、私が先ほど申し上げたものに補足させていただこうと思いました。

その後、議論がなされましたとおり、企業がコンプライアンス体制をある程度整えている場合の何らかのインセンティブというか、減免措置といったものをセットで考えていかないと、それは企業にとっても苦しいと思います。むしろやるインセンティブがなくなるということで、ここはむしろ何か入れていく必要があるのではないかなと個人的に考えているところです。

私の感覚としては、量刑みたいなイメージのところのほうがむしろ入れやすいのかなという感じており、これをディフェンスにしてしまうと、最近、FCPAもかなり高いレベルで要求していること等にも鑑み、同じようなレベルで要求することになるとかなり苦しいということもあって、量刑である程度緩やかに、いろいろ評価ができやすいようにするということが発想としてはありました。他方で、ある程度明確になっていないと、企業の方々も、何をどこまでやれば、どのように評価してもらえるのかというのが分からないところもあって、これが日本でできるか分かりませんが、他国でもあるような量刑のガイドラインみたいなものがつくれるのかというのは、今後、併せて少し考えていく必要があるのですが、何かやれば評価されるということと、それについてのある程度のガイダンス、こういったものをやれば評価されますよ、減免の余地がありますよといった明確な道しるべみたいなものが必要なのかなと個人的には感じております。それがあると、企業は非常に取り組みやすいのではないかという感じを持っております。

全然違うところの発言で1点だけ、入札資格の剥奪というところで御指摘を頂いたのですが、私が間違っていれば、事務局で御訂正いただければと思いますけれども、私の理解

ですと、今も入札資格の剥奪は行われていまして、ODAの資格などが剥奪されたりしますので、そういう事実上のことをおっしゃっておられるのかなと理解していまして、国際ビジネスをするに当たっては、そういうものが剥奪されたり、世銀のプロジェクトへの参加ができなくなったり、そういったところでの事実上のサンクションは既に非常に大きいということで前回の研究会での指摘があったという趣旨であると私は理解しておりまして、刑事罰としてこういうものを入れていくという趣旨で書かれているものではないと理解していたところです。

以上です。

○佐伯座長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、お願いいたします。

○五味委員　また質問ですが、罰金スライド制を導入することと、例えば、量刑の中で、コンプライアンスの取組などを考慮して、罰金額を考えるということは、このスライド制と両立し得るかという点は、いかがでしょうか。

○佐伯座長　私から答えるのが適切かどうか分からないのですが、罰金スライド制の趣旨は、今、今井委員から、不正利益の剥奪という視点を御指摘いただいて、もちろん、そういうところもあると思うのですけれども、もともとは、犯罪抑止の観点から、常に摘発されるとは限りませんので、得ようとした利益の2倍とか3倍額の罰金を上限として規定することによって、法人による犯罪を抑止しようという考え方から出ているのだらうと思います。罰金額の上限を定めるものですから、その範囲内で、コンプライアンス等を考慮して減額することは、問題ないのだらうと個人的には理解しております。

○五味委員　ありがとうございます。

○佐伯座長　曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員　すみません。曾我部です。

私の述べた企業の内部統制、コンプライアンス体制構築による減免措置という話なのですが、先ほど量刑でというお話がありました。企業側の立場から言わせていただくと、量刑ではなく、訴追されること自体が企業価値毀損につながりますので、できればその手前の段階で考慮していただきたいというのが一つあります。

もう一つ、もちろん、どういった体制整備をすれば十分なのかというクライテリアの問題はあると思いますが、我々の現場の感覚の話の一つ紹介させていただくと、もちろん中

小企業の方は別ですけれども、我々のような、ある程度の規模を持って、グローバル展開をしている企業においては、当然ある程度の周知・教育は行って、外国公務員贈賄というところについては体制を整備しています。

していないと実際に何が起こるかという、幸いに当社はまだないですが、末端の従業員が会社に黙って偽造したり、会社のいろいろなスクリーニングに引っかからないような形でそれを行うわけです。会社としては事前に十分合理的なスクリーニングをかけているのですが、それを意図的にかいくぐられてしまうと、そこは会社として手の打ちようがないというところがあります。

そういったケースにおいて、否応なく、いわゆる罰金スライド制のような強力な制裁措置を企業に科せられることについては、我々としては非常に理解に苦しむといえますが、そこについては何らかの配慮を頂きたいというのが正直なところだと思います。言い換えれば、海外で高額な制裁措置を科されているケースは、組織ぐるみの行為、あるいはあまりにもずさんな、体制整備が取られていなかったケースがほとんどだと理解しています。

そういうことの裏返しで言うと、罰金を上げるのは構いませんが、企業として、そういった体制整備をきちんと行っている場合には、それに応じた責任減免をセットで議論いただかないと、企業としてやる気がそがれると思います。企業が十分な体制整備をすることを後押しする意味でも、ぜひそういった体制をつくっていただきたい。罰金スライド制を仮に入れるとなったときには、私、個人的には、これは必須だと逆に思っています。そうでない限りは、実業界の理解はなかなか得られないのではないかと個人的には考えております。

すみません。以上です。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。

本日は、大変活発な御議論を頂きました。そろそろ予定した時間が近づいてまいりましたので、本日頂きました御意見につきましては、一旦事務局のほうで整理していただき、第3回で、各論点の振り返りをしていく際に、対応の方向性について示していく形で、さらに検討を進めていただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて、事務局から連絡をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 本日は、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の開催日時は、9月14日（水）午後1時半からを予定しております。

議題につきましては、公訴時効の在り方、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について御議論いただくことを予定しております。

以上でございます。

○佐伯座長　それでは、これをもちまして、第1回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会いたします。

本日は、活発な議論を頂き、ありがとうございました。

——了——